



渡辺健吾さん（中央）の指導で、社会人の権利と義務について学ぶ生徒たち＝戸田市立喜沢中学校

社会人の「権利と義務」学ぶ

戸
田
喜
沢
中

社労士が特別授業

戸田市立喜沢中学校（小嶋和一校長、生徒数465人）で、2年生の4学級（計144人）を対象に、社会保険労務士による特別授業が行われた。テーマは社会

生徒たちは8月に3日間か
け学校周辺の商店や保育園
会体験授業を行つ。これに先
立つた。

人の権利と義務。生徒たちはグループ討論で答えを見つけるアクティブラーニングの手法を取り入れ、活気のある授業になつた。

（岸鉄夫）

立ちは、働くことの意味を考える授業として実施した。先生役は県社会保険労務士会浦和支部のメンバーで、市内外で活躍する4人の社会保険労務士。JR北浦和駅前に事務所を置く渡辺健吾さん（32）が担当した教室では、「働く人の守るルールと、会社が守るルールはどう違う？」と

渡辺さんが質問した。

生徒たちは、6グループに

分かれで討論。会社のルール

として、労働基準法を守る、

給料を支払う、労働時間を守

る、休みを与える、働き過ぎ

を払うなどを列挙した。

働く人の守るルールとして

は、あいさつする、時間を守

る、服装を整える、無断欠勤

しない、などが挙がった。

渡辺さんは「その通りだ。

このルールは皆さんのが今、学

校で守っているルールと同じ。今のルールは、社会に出

た時に役立つことを忘れないでください」とまとめた。

生徒の土井清太郎さん（13）

は「社会に出て、学校での

事なことに気付いた」。松林

美祐さん（14）は「討論を通じ

て、働くことについて考えた」と感想を話した。

授業を終えた渡辺さんは、

「生徒たちは自分がキラキラし

て、笑顔もよかつた。職場体

験も、今日のような笑顔でし

つかり臨んでほしい」と期待。

隣の教室を担当した高木美香

さん（53）は「権利だけ主張し

てはだめ。社会人としての義

務について中学生に理解して

ほしい」と話していた。

桶川市若宮のさいたま文学館は22日から、企画展「さいたまの妖怪」を開催。県内で語り継がれてきた妖怪伝説や不思議な話について、文学や絵画資料を通して紹介する。

「まんが日本昔ばなし」で著名な狭山市在住のイラストレーター池原昭治さんの描いた皆野町に伝わる童絵「瀬女」（個人所蔵）、江戸時代以前に描かれた「百鬼夜行」の妖怪絵、県立熊谷図書館所蔵の

河童を絵と文章で説明した「利根

川図志」、県立歴史と民俗の博物

館所蔵の「観音靈験記」秩父順礼

第十六番無量山西光寺」、さいた

ま文学館所蔵の県内の不思議な話

を書いた筆塚一三郎氏の「高篠長

者わらびがり」の直筆原稿や河

鍋暁斎の「暁斎百鬼畫談」など約

70点を展示する。

問い合わせは、同館（☎048-224-91515）。

（石井玲子）

第4火曜。

午後5時半。休館日は月曜と

水曜、午後5時半。休館日は月曜と

<p